公共施設の緑化の推進に関する手続要綱（本文のみ）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （趣旨）第１条　この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第４条に基づく公共施設の緑化の推進に関し、必要な手続を定めるものとする。（定義）第２条　この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、条例第４条の施行に関する基準（以下「条例第４条の基準」という。）の例による。(1) 第３条第１項の「建築しようとする」とは、建築物の新築又は増築において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第２項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出することをいう。（公共緑化等推進計画に関する協議）第３条　敷地面積が500平方メートル以上である公共建築物（建築基準法第85条第１項及び第２項に規定する建築物並びに同条第６項及び第７項の許可を受けた建築物を除く。）を建築しようとする者及び公共建築物の緑化の認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。２　前項の計画は、条例第４条の基準に適合するものでなければならない。（公共緑化協議の申出）第４条　前条第１項の規定による協議(以下「公共緑化協議」という。)をしようとする者は、公共緑化協議申出書(第１号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第１に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。（公共緑化協議の成立）第５条　市長は、前条第１項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第４条の基準に適合しているときは、公共緑化協議の成立を認め、公共緑化協議結果通知書（第２号様式）を当該申出をした者（以下「公共緑化協議申出者」という。）に交付するものとする。（公共緑化協議取下届出書）第６条　公共緑化協議申出者は、公共緑化協議が成立した後において、当該公共緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするとき又は当該公共緑化協議の内容を変更するために当該公共緑化協議を取り下げようとするときは、あらかじめ、公共緑化協議取下届出書（第３号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。（公共緑化完了届出書）第７条　公共緑化協議申出者は、成立した公共緑化協議に基づく建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、公共緑化完了届出書(第４号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第２に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。２　第４条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。（手続のみなし規定）第８条　一の公共建築物について、公共緑化協議申出者が同時に条例第９条第１項の規定による緑化協議（以下「緑化協議」という。）又は都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第29条の規定による都市緑地法（昭和48年法律第72号）第35条、第36条の規定、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号）第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請（以下「適合証明申請」という。）を行い、かつ、当該緑化協議（緑の環境をつくり育てる条例第９条の施行に関する基準（以下「条例第９条の基準」という。）第９条の規定の適用を受けた場合を除く。）又は適合証明申請において、条例第４条の基準第４条に規定する別表に定められた公共建築物の緑化率を満たしている場合（公共緑化協議が同基準第７条の規定の適用を受けた場合を除く。）は、前４条の手続を行ったものとみなすことができる。２　前項の規定に関わらず、公共緑化協議が条例第４条の基準第７条の規定の適用を受け、かつ、緑化協議が条例第９条の基準第９条の規定の適用を受けた場合は、前４条の手続を行ったものとみなすことができる。附　則この要綱は、平成21年４月３日から施行する。附　則この要綱は、平成22年10月１日から施行する。（施行期日）１　この基準は、平成27年４月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第４条第１項の規定により申出が行われた同要綱第３条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。附　則この要綱は、平成30年４月１日から施行する。附　則（施行期日）１　この要綱は、平成30年12月３日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第４条第１項の規定により申出が行われた同要綱第３条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。附　則（施行期日）１　この要綱は、令和３年７月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。附則（施行期日）１　この要綱は、令和４年５月31日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第４条第１項の規定により申出が行われた同要綱第３条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。別表第１（第４条第１項）【別記１　参照】別表第２（第７条第１項）【別記2　参照】第１号様式（第４条第１項）（略）第２号様式（第５条）（略）第３号様式（第６条）（略）第４号様式（第７条第１項）（略）新規 | （趣旨）第１条　この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第４条に基づく公共施設の緑化の推進に関し、必要な手続を定めるものとする。（定義）第２条　この要綱における用語の意義は、条例第４条の施行に関する基準（以下「条例第４条の基準」という。）の例による。（公共緑化等推進計画に関する協議）第３条　敷地面積が500平方メートル以上である公共建築物（建築基準法第85条第１項及び第２項に規定する建築物並びに同条第６項及び第７項の許可を受けた建築物を除く。）を建築しようとする者（建築物の新築又は増築において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第２項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出する者をいう。）並びに公共建築物の緑化の認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。第５条に規定する公共緑化協議結果通知書の交付後に当該計画の内容を変更しようとする場合も、同様とする。２　前項の計画は、条例第４条の基準に適合するものでなければならない。（公共緑化協議の申出）第４条　前条第１項の規定による協議(以下「公共緑化協議」という。)をしようとする者は、公共緑化協議（変更）申出書(第１号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第１に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。（公共緑化協議の成立）第５条　市長は、前条第１項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第４条の基準に適合しているときは、公共緑化協議の成立を認め、公共緑化協議結果通知書（第２号様式）を当該申出をした者（以下「公共緑化協議申出者」という。）に交付するものとする。（公共緑化協議の取下げ及び取りやめ届出書）第６条　公共緑化協議申出者は、第４条第１項の規定による公共緑化協議の申請を取り下げようとするときは、公共緑化協議取下届出書（第３号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。２　公共緑化協議申出者は、前条の規定により公共緑化協議が成立した後において、当該公共緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするときは、公共緑化協議取りやめ届出書（第４号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。（公共緑化完了届出書）第７条　公共緑化協議申出者は、成立した公共緑化協議に基づく建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、公共緑化完了届出書(第５号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第２に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。２　第４条第２項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。（手続のみなし規定）第８条　一の公共建築物について、公共緑化協議申出者が同時に条例第９条第１項の規定による緑化協議（以下「緑化協議」という。）又は都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第29条の規定による都市緑地法（昭和48年法律第72号）第35条、第36条の規定、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号）第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請（以下「適合証明申請」という。）を行い、かつ、当該緑化協議（緑の環境をつくり育てる条例第９条の施行に関する基準（以下「条例第９条の基準」という。）第９条の規定の適用を受けた場合を除く。）又は適合証明申請において、条例第４条の基準第４条に規定する別表に定められた公共建築物の緑化率を満たしている場合（公共緑化協議が同基準第７条の規定の適用を受けた場合を除く。）は、第４条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。２　前項の規定にかかわらず、公共緑化協議が条例第４条の基準第７条の規定の適用を受け、かつ、緑化協議が条例第９条の基準第９条の規定の適用を受けた場合は、第４条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。附　則この要綱は、平成21年４月３日から施行する。附　則この要綱は、平成22年10月１日から施行する。（施行期日）１　この基準は、平成27年４月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第４条第１項の規定により申出が行われた同要綱第３条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。附　則この要綱は、平成30年４月１日から施行する。附　則（施行期日）１　この要綱は、平成30年12月３日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第４条第１項の規定により申出が行われた同要綱第３条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。附　則（施行期日）１　この要綱は、令和３年７月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。附　則（施行期日）１　この要綱は、令和４年５月31日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第４条第１項の規定により申出が行われた同要綱第３条第１項の規定による協議については、なお従前の例による。附　則　この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。別表第１（第４条第１項）【別記１　参照】別表第２（第７条第１項）【別記2　参照】第１号様式（第４条第１項）（略）第２号様式（第５条）（略）第３号様式（第６条）（略）第４号様式（第６条第２項）（略）第５号様式（第７条第１項）（略） |

【別記１】

　現行

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 必要事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。以下この表及び別表第2において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地求積図 | 敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 必要事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。以下この表及び別表第2において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地求積図 | 敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |

【別記２】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 必要事項 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真 | 緑化施設の状況が分かる緑化施設の設置前と工事完了後の写真 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 必要事項 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 緑化施設求積図 | 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 面積算出表 | 緑化施設の面積及び必要な算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図 | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |